

最終処分場の浸出水処理後の水質測定

令和元年度

測定項目 (単位)	基準値 <sup>1)</sup>												
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下											
シアン化合物	(mg/L)	1 以下											
有機燐化合物	(mg/L)	1 以下											
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下											
六価クロム化合物	(mg/L)	0.5 以下											
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下											
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005 以下											
アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出											
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	0.003 以下											
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.3 以下											
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1 以下											
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2 以下											
四塩化炭素	(mg/L)	0.02 以下											
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04 以下											
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.2 以下											
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4 以下											
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3 以下											
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06 以下											
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02 以下											
チウラム	(mg/L)	0.06 以下											
シマジン	(mg/L)	0.03 以下											
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2 以下											
ベンゼン	(mg/L)	0.1 以下											
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1 以下											
ほう素及びその化合物	(mg/L)	230 以下											
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	15 以下											
1,4ジオキサン	(mg/L)	0.5 以下											
フェノール類	(mg/L)	5 以下											
銅及びその化合物	(mg/L)	3 以下											
亜鉛及びその化合物	(mg/L)	2 以下											
鉄及びその化合物(溶解性)	(mg/L)	10 以下											
マンガン及びその化合物(溶解性)	(mg/L)	10 以下											
クロム及びその化合物	(mg/L)	2 以下											
ダイオキシン類 <sup>2)</sup>	(pg-TEQ/L)	10 以下											
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	(mg/L)	380 未満											
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満											
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	600 未満											
浮遊物質(SS)	(mg/L)	600 未満											
ノルマルヘキサン抽出物質、鉱油類含有量	(mg/L)	5 以下											
ノルマルヘキサン抽出物質、動植物油脂類含有量	(mg/L)	30 以下											
窒素含有量	(mg/L)	240 未満											
燐含有量	(mg/L)	32 未満											
温度	(℃)	45 未満											
よう素消費量	(mg/L)	220 未満											
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	-											
大腸菌	(個/cm <sup>3</sup> )	-											

1) 基準値は「下水道排除基準」の値である。

2) 毒性当量は定量下限値未満を0として算出。(「日本工業規格 K0312」に準じた算出値)